

令和5年第4回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和 5 年 第 4 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 資 料 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 3 9 号	旧荒尾競馬場スタンド解体工事請負変更契約の締結について	1
議第 4 0 号	荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例の制定について	2
議第 4 1 号	荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会条例の制定について	3
議第 4 2 号	荒尾市指定管理候補者選定委員会条例の一部改正について	4
議第 4 3 号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	5
議第 4 4 号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	6
議第 4 5 号	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	7
議第 4 6 号	荒尾市いきいき産業立地促進条例の一部改正について	8
議第 4 7 号	荒尾市水道条例の一部改正について	14
議第 4 8 号	荒尾市立有明医療センターの開院に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	18
議第 4 9 号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	23
議第 5 0 号	市道路線の廃止及び認定について	25
議第 5 1 号	令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 4 号)	27
議第 5 2 号	令和 5 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	31
議第 5 3 号	令和 5 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	32
議第 5 4 号	令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	33
議第 5 5 号	令和 5 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)	34

工 事 請 負 変 更 契 約 要 項

- 1 工 事 番 号 第3-3-12-16号
- 2 工 事 名 旧荒尾競馬場スタンド解体工事
- 3 工 事 場 所 荒尾市宮内出目地内
- 4 施 工 理 由 旧荒尾競馬場のスタンド施設を解体し、荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業における基盤整備を推進するため。
- 5 工 事 概 要 旧荒尾競馬場のスタンド施設（構造：鉄筋コンクリート造等地上3階・地下1階建、延べ床面積：10,564.70㎡）等の解体工事の施工
- 6 契約の相手方 熊本市南区野田3丁目13番1号
前田・橋本建設工事共同企業体
代表者 株式会社前田産業
代表取締役 木村 洋一郎
- 7 契 約 工 期 令和4年9月9日から令和5年10月31日まで
- 8 仮契約締結日 令和5年5月24日
- 9 変 更 理 由 当初設計では予見できなかった地下水の湧水や浄化槽の埋設が確認されたことから、現場条件に適応する杭抜き工法の採用、浄化槽撤去等の必要が生じたため。
- 10 変 更 事 項 契約金額 変更前 385,000,000円
変更後 461,873,696円

荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例の制定について（概要）

1 制定理由

南新地地区のまちづくりのコンセプトである「ウェルネス」を実現するために必要不可欠な温浴施設及び宿泊施設を誘致するに当たり、雇用促進補助金及び投下固定資産取得費補助金を創設することで、南新地地区への誘致を促進し、雇用創出、税源涵養^{かん}効果及び交流人口拡大を図り、新しいまちづくりに向け都市機能の充実を実現するための条例を制定するものである。

2 制定内容

補助対象施設	南新地土地地区画整理事業地内に新設する次の施設 (1) 温浴施設 (2) 宿泊施設
補助要件	次の要件のいずれにも該当するもの (1) 新規雇用者 5人以上 (2) 投下固定資産額（土地取得費を除く。） 1億円以上
雇用促進補助金	市内在住の新規雇用者数×30万円 （上限額1,500万円） ※常用雇用者（雇用保険加入者を含む。）以外の者は15万円
投下固定資産取得費補助金	投下固定資産額（土地取得費を除く。）×10% （上限額5,000万円）

3 施行期日

公布の日

荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会条例の制定について（概要）

1	制定の趣旨	<p>荒尾市の中心拠点の一つである荒尾駅周辺地区の再生に向けて地域住民と一体で検討を行う中で、同地区におけるバリアフリー化推進の必要性を確認した。</p> <p>同地区のバリアフリー化に向けてバリアフリー基本構想を策定するに当たって必要な事項を調査審議するため、荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置する。</p>
2	概要	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 ・所掌事務 次の事項について調査審議する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 荒尾駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想の策定に関する事項 (2) 荒尾駅周辺地区における移動等円滑化に関し必要な事項 ・事務局 地域振興部都市計画課 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 15人以内 ・構成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験者 (2) 公共交通事業者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体の代表者等 (5) 地域住民の代表者等 (6) 市職員 (7) その他市長が必要と認める者 ・任期 委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了した日まで
3	施行期日	公布の日

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正 後
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総務部<u>公共施設マネジメント推進室</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総務部<u>財政課</u>において処理する。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行				改 正 後			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
報酬				報酬			
区分	略	農業委員会	略	区分	略	農業委員会	略
報酬の額 の基礎	略	月	略	報酬の額 の基礎	略	月	略
報酬の額	略	略	略	報酬の額	略	略	略
の基礎	略	略	略	の基礎	略	略	略
報酬の額	略	会長 41,100円	略	報酬の額	略	会長 41,100円	略
		会長職務代理者 37,300円				会長職務代理者 37,300円	
		委員 34,500円				委員 34,500円	
		農地利用最適化 推進委員 25,000円				農地利用最適化 推進委員 <u>34,500円</u>	
備考 略				備考 略			

附 則
この条例は、令和5年7月20日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(開所時間) 第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土曜日 午前8時から午後5時まで（ただし、小学校の授業日に当たる日は、小学校の授業終了後から午後5時までとする。）</p> <p>(3) 小学校の休業日（前号に掲げる日を除く。） 午前8時から午後7時まで</p>	<p>(開所時間) 第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土曜日 午前7時30分から午後5時まで（ただし、小学校の授業日に当たる日は、小学校の授業終了後から午後5時までとする。）</p> <p>(3) 小学校の休業日（前号に掲げる日を除く。） 午前7時30分から午後7時まで</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後								
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 1861 1131 2063">略</td> <td data-bbox="408 1173 1131 1861"> <p>医療保険各法の規定により、保険給付を受け る者が負担すべき額 ただし、次に掲げる事項に係る自己負担額は、 一部負担金とみなす。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行令（平成18年政令 第10号）第1条の2の規定による育成医療、 更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律第70条の規定による療 養介護医療 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24 条の20の規定による障害児入所医療及び同法 第21条の5の28の規定による肢体不自由児通 所医療</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1861 1182 2063">略</td> <td data-bbox="1131 1173 1182 1861">略</td> </tr> </table>	略	<p>医療保険各法の規定により、保険給付を受け る者が負担すべき額 ただし、次に掲げる事項に係る自己負担額は、 一部負担金とみなす。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行令（平成18年政令 第10号）第1条の2の規定による育成医療、 更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律第70条の規定による療 養介護医療 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24 条の20の規定による障害児入所医療及び同法 第21条の5の28の規定による肢体不自由児通 所医療</p>	略	略	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、そ れぞれ当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 869 1131 1070">略</td> <td data-bbox="408 185 1131 869"> <p>医療費から当該医療費に係る医療保険各法の 規定による給付（他の法令等の規定により国又 は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除 した額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 869 1182 1070">略</td> <td data-bbox="1131 185 1182 869">略</td> </tr> </table>	略	<p>医療費から当該医療費に係る医療保険各法の 規定による給付（他の法令等の規定により国又 は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除 した額</p>	略	略
略	<p>医療保険各法の規定により、保険給付を受け る者が負担すべき額 ただし、次に掲げる事項に係る自己負担額は、 一部負担金とみなす。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行令（平成18年政令 第10号）第1条の2の規定による育成医療、 更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律第70条の規定による療 養介護医療 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24 条の20の規定による障害児入所医療及び同法 第21条の5の28の規定による肢体不自由児通 所医療</p>								
略	略								
略	<p>医療費から当該医療費に係る医療保険各法の 規定による給付（他の法令等の規定により国又 は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除 した額</p>								
略	略								

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市重度心身障害者
医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後の診療及び
施術に係る医療費について適用する。

荒尾市いきいき産業立地促進条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

台湾の大手半導体メーカーである「T S M C」の菊陽町への進出に伴い、県内への企業の進出が活発になっている。また、I T・情報通信系企業の地方進出も活発になっていることから、本市としてもこれらを契機と捉え、成長産業の更なる立地を促進するとともに、雇用の創出及び税源涵養^{かん}効果を高めることを目的として、企業立地優遇制度を拡充するため、所要の改正を行うものである。

2 主な改正内容

補助対象者の要件・補助金の種別	現 行	改正後		
	製造・運輸・情報サービス業、学術研究機関	製造業・物流施設関連業	情報通信関連業	研究開発業
要 件	(1) 投下固定資産額及び用地取得費の合計が1億円（増設は5千万円）以上 (2) 新規雇用者数10人（増設は5人）以上	(1) 投下固定資産額及び用地取得費の合計が1億円（増設は5千万円）以上 (2) 新規雇用者数5人（増設は3人）以上	(1) 投下固定資産額及び用地取得費の合計が1千万円以上 (2) 新規雇用者数3人以上	(1) 投下固定資産額及び用地取得費の合計が3千万円以上 (2) 新規雇用者数3人以上
(1) 用地取得費補助金	用地取得費×25% （上限1億3千万円）	変更なし		
(2) 雇用促進補助金	新規雇用者数×25万円	新規雇用者数×30万円 ※常用雇用者（雇用保険加入者を含む。）以外の者は15万円		
	上限3千万円	上限3千万円	上限1千万円	
(3) 投下固定資産取得費補助金	なし	①投下固定資産額×6%	①投下固定資産額×10% ②年間貸借額×1/2 ③通信回線使用料×1/2 ※②・③は4年間	①投下固定資産額×10%
		上限額 ((2)との合計額)		
		製造業 1億5千万円 物流施設関連業 1億円	3千万円	5千万円

3 施行期日

公布の日

荒尾市いきいき産業立地促進条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>工場等</u> 製造業、道路貨物運送業及びびこん包業並びに規則で定める情報サービス業及び学術研究機関に係る事業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2) <u>新設</u> 市内に新たに工場等を建設することをいう。</p> <p>(3) <u>増設</u> 市内に工場等を有する者が当該工場等を拡張することをいう。</p> <p>(4) <u>事業者</u> 市内に工場等を新設又は増設をする者をいう。</p> <p>(5) <u>投下固定資産総額</u> 新設又は増設をする工場等の事業開始の日までに取得した固定資産（昭25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）で、市長が認定した額をいう。</p> <p>(6) <u>新規雇用者</u> 新設又は増設をした工場等の事業開始に伴い、新たに1年以上引き続いて常時雇用される者で、<u>労働基準法</u>（昭22年法律第49号）第21条に規定するもの以外の者をいう。</p> <p>(補助対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならぬ。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>事業所等</u> 製造業並びに規則で定める物流施設関連業、情報通信関連業及び研究開発業の用に供する施設をいう。</p> <p>(2) <u>新設</u> 市内に事業所等を有しない者が新たに事業所等を市内に設置すること及び既に市内に事業所等を有する者が当該事業所等と異なる業種の事業所等を市内に新たに設置することをいう。</p> <p>(3) <u>増設</u> 既に市内に事業所等を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所等を拡張し、又は当該事業所等と同じ業種の事業所等を市内に新たに設置することをいう。</p> <p>(4) <u>事業者</u> 市内に事業所等を新設又は増設をする者で、市との間に事業所等の立地に関する協定（以下「立地協定」という。）を締結するものをいう。</p> <p>(5) <u>投下固定資産額</u> 新設又は増設をする事業所等の操業開始の日までに取得した固定資産（昭25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産をいう。）で、市長が認定した額をいう。</p> <p>(6) <u>新規雇用者</u> 新設又は増設をした事業所等の操業に伴い、当該事業所等に新たに雇用される者（<u>労働基準法</u>（昭22年法律第49号）第21条第1号の日日雇い入れられる者を除く。）をいう。</p> <p>(7) <u>用地取得費</u> 事業者が新たに取得した土地（面積2千平方メートル以上のものに限る。）のうち、市長が事業所等の用に供すると認める土地の取得価格をいう。</p> <p>(補助対象者) 第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、事業所等を新設する場合には、</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>工場等の用に供する土地を2千平方メートル以上取得した後、2年以内に当該工場等の建設工事に着手すること。</u></p> <p>(2) <u>工場等が次に掲げる市内のいずれかかの区域に設置されること。</u></p> <p>ア <u>工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地</u></p> <p>イ <u>その他市長が工場等用地として適当と認める区域</u></p> <p>(3) <u>工場等の投下固定資産総額が1億円（増設にあつては5千万円）以上であること。</u></p> <p>(4) <u>工場等を当該事業の用に供することに伴って増加する雇用の数が10人（増設にあつては5人）以上であること。</u></p> <p>(5) <u>工場等の建設及び事業の実施に当たり、公害防止に関する法令その他関係法令に違反しないこと。</u></p> <p>2 略</p>	<p>市との間に立地協定を締結した日又は用地を取得した日のいずれか遅い日から5年以内（増設にあつては、3年以内）に操業を開始する者とする。</p> <p>(1) <u>製造業又は物流施設関連業を営む事業者で、投下固定資産額及び用地取得費の合計が1億円以上で、かつ、新規雇用者が5人以上（増設にあつては、投下固定資産額及び用地取得費の合計額が5千万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上）であるもの</u></p> <p>(2) <u>情報通信関連業を営む事業者で、投下固定資産額及び用地取得費の合計額が1千万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上であるもの</u></p> <p>(3) <u>研究開発業を営む事業者で、投下固定資産額及び用地取得費の合計額が3千万円以上で、かつ、新規雇用者が3人以上であるもの</u></p> <p>2 略</p>
<p>(<u>工場等の指定</u>)</p> <p>第4条 前条の要件に該当し、補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ新設又は増設をしようとする工場等について市長の指定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>事業所等の指定</u>)</p> <p>第4条 前条の要件に該当し、補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ新設又は増設をしようとする事業所等について市長の指定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(<u>補助金の交付</u>)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により指定を受けた工場等の事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。</p>	<p>(<u>補助金の交付</u>)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により指定を受けた事業所等の事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>工場等用地取得費補助金</u></p> <p>(2) <u>雇用促進補助金</u></p>	<p>(1) <u>事業所等用地取得費補助金</u></p> <p>(2) <u>雇用促進補助金</u></p> <p>(3) <u>投下固定資産取得費補助金</u></p>
<p>(<u>工場等用地取得費補助金</u>)</p> <p>第6条 <u>工場等用地取得費補助金</u>の額は、<u>指定事業者が新たに取得した土地のうち、市長が工場等の用に供すると認める土地の取得価格に100分の25を乗じて得た額</u>（その額が1億3千万円を超えるときは、1億3千万円を限度とする。）とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 前項の<u>工場等用地取得費補助金</u>は、<u>指定事業者及び当該土地につき1回限り交付するものとする。</u></p>	<p>(<u>事業所等用地取得費補助金</u>)</p> <p>第6条 <u>事業所等用地取得費補助金</u>の額は、<u>用地取得費に100分の25を乗じて得た額</u>（その額が1億3千万円を超えるときは、1億3千万円を限度とする。）とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 前項の<u>事業所等用地取得費補助金</u>は、<u>指定事業者及び当該土地につき1回限り交付するものとする。</u></p>
<p>(<u>雇用促進補助金</u>)</p> <p>第7条 <u>雇用促進補助金</u>の額は、<u>指定事業者が雇用した新規雇用者のうち、市内に住所を有する者1人当たり25万円を乗じて得た額</u>（その額が3千万円を超えるときは、3千万円を限度とする。）とする。</p> <p>2 前項の<u>雇用促進補助金</u>は、<u>交付申請時において3か月以上在職する者を対象として、指定事業者につき1回限り交付する。</u></p>	<p>(<u>雇用促進補助金</u>)</p> <p>第7条 <u>雇用促進補助金</u>の額は、<u>指定事業者が雇用した新規雇用者のうち、市内に住所を有する者1人当たり30万円</u>（<u>新規雇用者が労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者を含む。）以外にあっては15万円</u>）を乗じて得た額（その額が3千万円を超えるときは、3千万円を限度とする。ただし、<u>情報通信関連業及び研究開発業を営む指定事業者にあっては、1千万円を限度とする。</u>）とする。</p> <p>2 前項の<u>雇用促進補助金</u>は、<u>新設又は増設をした事業所等の操業から1年後の時点において、3か月以上継続して雇用されている者の総数を対象として、指定事業者につき1回限り交付する。</u></p>
<p>2 前項の<u>雇用促進補助金</u>は、<u>投下固定資産取得費補助金</u>の額は、<u>投下固定資産額に100分の6を乗じて得た額</u>（前条の<u>雇用促進補助金</u>と合わせて、<u>製造業にあっては1億5千万円、物流施設関連業にあっては1億円を限度とする。</u>）とする。</p> <p>2 <u>情報通信関連業を営む指定事業者に係る投下固定資産取得費補助</u></p>	<p>(<u>投下固定資産取得費補助金</u>)</p> <p>第8条 <u>製造業及び物流施設関連業を営む指定事業者に係る投下固定資産取得費補助金</u>の額は、<u>投下固定資産額に100分の6を乗じて得た額</u>（前条の<u>雇用促進補助金</u>と合わせて、<u>製造業にあっては1億5千万円、物流施設関連業にあっては1億円を限度とする。</u>）とする。</p> <p>2 <u>情報通信関連業を営む指定事業者に係る投下固定資産取得費補助</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>金の額は、次に掲げる額の合計額（前条の雇用促進補助金と合わせて3千円を限度とする。）とする。この場合において、第2号及び第3号の交付対象期間は新設又は増設をした事業所等の操業から4年間とする。</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該補助金の対象として規則で定める年間貸借額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該補助金の対象として規則で定める通信回線使用料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>3 研究開発業を営む指定事業者に係る投下固定資産取得費補助金の額は、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額（前条の雇用促進補助金と合わせて5千円を限度とする。）とする。</p>
<p>(計画の変更)</p> <p>第8条 指定事業者は、当該工場等の立地の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第9条 指定事業者は、当該事業所等の立地の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等を事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。</p> <p>(3) ・(4) 略</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所等を事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。</p> <p>(3) ・(4) 略</p>
<p>(地位の承継)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第11条 略</p>
<p>(検査)</p> <p>第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対し、補助対象工場等の事業概要及び経理状況等について説明を求め、又は検査を行うことができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(検査)</p> <p>第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対し、補助対象事業所等の事業概要及び経理状況等について説明を求め、又は検査を行うことができる。</p> <p>(委任)</p>

現	行	改	正	後
第12条 略		第13条 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市水道条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

水道事業の健全な運営を維持し、安心して安全な水を安定的に供給することができるよう、老朽化した水道施設の更新を進める上で必要な財源を確保するため、水道料金及び手数料の改定を行うとともに、その他の規定の整理を行うものである。

2 改正内容

(1) 水道料金の改定（第27条）

一般用の基本料金をメーター口径に応じて定めるものとし、水道料金を次のように改める。

種別	メーター口径	基本料金	従量料金
一般用	20mm以下	1,155円	使用水量10m ³ までの部分は、1m ³ につき33円
	25mm	1,320円	
	40mm	2,750円	使用水量10m ³ を超え25m ³ までの部分は、1m ³ につき187円
	50mm	5,500円	
	75mm	8,250円	使用水量25m ³ を超え50m ³ までの部分は、1m ³ につき209円
	100mm	11,000円	
	150mm以上	16,500円	使用水量50m ³ を超える部分は、1m ³ につき220円
共用		1戸につき1,155円	
浴場用		6,600円	使用水量100m ³ までの部分の従量料金は、基本料金に含むものとし、使用水量100m ³ を超える部分は、1m ³ につき66円
工事用その他			使用水量1m ³ につき275円
私設消火栓			演習用1回20分ごとに2,310円

(2) 手数料の改定（第34条）

ア 給水装置工事に当たり、あらかじめ受ける設計審査の手数料について、審査1件につき1,000円とする。

イ 給水装置工事の完了後に受ける工事検査の手数料について、検査1件につき1,000円とする。

3 施行期日

令和5年10月1日（令和5年11月検針分から適用する。）

荒尾市水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
<p>(鍵の交付)</p> <p>第21条 共用給水装置の使用者には、鍵を交付する。</p> <p>2 亡失又は損傷したときは、手数料を納めて再交付を受けなければならない。</p>		<p>第21条 削除</p>	
<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、次の表の種別の区分により算出して得た金額の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p>		<p>(料金)</p> <p>第27条 料金は、1月につき、次の表の種別の区分により算出して得た金額の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p>	
種別	水量	種別	従量料金
一般用		メーター口径	
基本料金	10m ³ まで	20m m以下	使用水量10m ³ までの部分は、 1 m ³ につき33円
超過料金	11m ³ から25m ³ まで	25m m	使用水量10m ³ を超え25m ³ までの部分は、 1 m ³ につき187円
	26m ³ から50m ³ まで	40m m	
	51m ³ 以上	50m m	
共用		75m m	使用水量25m ³ を超え50m ³ までの部分は、 1 m ³ につき209円
基本料金	1 m ³ につき	100m m	
超過料金	5 m ³ まで	150m m	
	1 m ³ につき	以上	使用水量50m ³ を超える部分は、 1 m ³ につき220円
		共用	1戸につき 1,155円
浴場用		浴場用	使用水量100m ³ までの部分の従量料金は、基本料金に含むものとし、使用水量100m ³ を超える部分は、 1 m ³ につき66円
基本料金	100m ³ まで	工事用その他	使用水量1 m ³ につき275円
超過料金	1 m ³ につき		
工事用その他	1 m ³ につき		

現 行		改 正 後																																							
<p>私設消火栓 演習用1回20分ごとに 2,035.00円</p> <p>備考 1～4 略</p> <p>(共用給水装置の水量の認定) 第30条 共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。 (手数料)</p> <p>第34条 手数料は、次の区別による。 (1) 材料の検査をするとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>口径</th> <th>50mm以下のもの</th> <th>50mmを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種給水管1本につき</td> <td></td> <td>10円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>铸铁管1本につき</td> <td></td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>異型管、制水弁、消火栓</td> <td></td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>止水栓類及び附属品</td> <td></td> <td>10円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各種給水管附属品類</td> <td></td> <td>10円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別の検査を行うときは、その実費を増徴することができる。 (2) 略</p> <p>(3) 工事の検査をするとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長</th> <th>10m以下50円</th> <th>栓数</th> <th>1個50円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃</td> <td>50m以下100円</td> <td>〃</td> <td>3個以下100円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>50mを超えるもの</td> <td>〃</td> <td>4個以上150円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>	種別	口径	50mm以下のもの	50mmを超えるもの	各種給水管1本につき		10円	—	铸铁管1本につき		50円	100円	異型管、制水弁、消火栓		50円	100円	止水栓類及び附属品		10円	—	各種給水管附属品類		10円	—	延長	10m以下50円	栓数	1個50円	〃	50m以下100円	〃	3個以下100円	〃	50mを超えるもの	〃	4個以上150円		150円			<p>私設消火栓 演習用1回20分ごとに2,310円</p> <p>備考 1～4 略 5 共用の使用水量は、各戸均等とみなす。</p> <p>第30条 削除 (手数料)</p> <p>第34条 手数料は、次の区別による。 (1) 工事の設計審査をするとき、1件につき1,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 工事の検査をするとき、1件につき1,000円</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p>
種別	口径	50mm以下のもの	50mmを超えるもの																																						
各種給水管1本につき		10円	—																																						
铸铁管1本につき		50円	100円																																						
異型管、制水弁、消火栓		50円	100円																																						
止水栓類及び附属品		10円	—																																						
各種給水管附属品類		10円	—																																						
延長	10m以下50円	栓数	1個50円																																						
〃	50m以下100円	〃	3個以下100円																																						
〃	50mを超えるもの	〃	4個以上150円																																						
	150円																																								

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前日から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和5年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの（10月検針分）に係る料金については、なお従前の例による。

荒尾市立有明医療センターの開院に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(地域手当) 第5条の2 略 2・3 略	(地域手当) 第5条の2 略 2・3 略
4 職員のうち市民病院に勤務する医師には、第2項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。	4 職員のうち荒尾市立有明医療センターに勤務する医師には、第2項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第2条 荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(28) 略 3 略	(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(28) 略 (29) <u>歯科口腔外科</u> 3 略
(組織) 第5条 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>荒尾市民病院</u> を置く。	(組織) 第5条 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、 <u>荒尾市立有明医療センター</u> を置く。

第3条 荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正

現 行	改 正 後
荒尾市民病院使用料及び手数料条例 (使用料及び手数料の徴収)	荒尾市立有明医療センター使用料及び手数料条例 (使用料及び手数料の徴収)
第1条 <u>荒尾市民病院</u> において診療を受ける者については、この条例	第1条 <u>荒尾市立有明医療センター</u> において診療を受ける者について

現 行	改 正 後																																	
<p>の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(特別の使用料及び手数料)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 特別病室使用料</p> <table border="0"> <tr> <td><u>A室</u></td> <td>1日につき き</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td><u>B室</u></td> <td>1日につき き</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td><u>C室</u></td> <td>1日につき き</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td><u>D室</u></td> <td>1日につき き</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td><u>E室</u></td> <td>1日につき き</td> <td>1,650円</td> </tr> </table> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<u>A室</u>	1日につき き	6,600円	<u>B室</u>	1日につき き	5,500円	<u>C室</u>	1日につき き	4,400円	<u>D室</u>	1日につき き	2,750円	<u>E室</u>	1日につき き	1,650円	<p>は、この条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(特別の使用料及び手数料)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 特別病室使用料</p> <table border="0"> <tr> <td><u>A室(急性期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td><u>B室(急性期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td><u>C室及びD室(急性期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td><u>A室(回復期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td><u>B室(回復期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td><u>C室及びD室(回復期病床)</u></td> <td>1日につき き</td> <td>1,650円</td> </tr> </table> <p>(2)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<u>A室(急性期病床)</u>	1日につき き	7,700円	<u>B室(急性期病床)</u>	1日につき き	5,500円	<u>C室及びD室(急性期病床)</u>	1日につき き	1,650円	<u>A室(回復期病床)</u>	1日につき き	5,500円	<u>B室(回復期病床)</u>	1日につき き	3,300円	<u>C室及びD室(回復期病床)</u>	1日につき き	1,650円
<u>A室</u>	1日につき き	6,600円																																
<u>B室</u>	1日につき き	5,500円																																
<u>C室</u>	1日につき き	4,400円																																
<u>D室</u>	1日につき き	2,750円																																
<u>E室</u>	1日につき き	1,650円																																
<u>A室(急性期病床)</u>	1日につき き	7,700円																																
<u>B室(急性期病床)</u>	1日につき き	5,500円																																
<u>C室及びD室(急性期病床)</u>	1日につき き	1,650円																																
<u>A室(回復期病床)</u>	1日につき き	5,500円																																
<u>B室(回復期病床)</u>	1日につき き	3,300円																																
<u>C室及びD室(回復期病床)</u>	1日につき き	1,650円																																

第4条 荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>荒尾市民病院医学生奨学金貸付条例</p> <p>(目的)</p>	<p>荒尾市立有明医療センター医学生奨学金貸付条例</p> <p>(目的)</p>

現 行	改 正 後
<p>第1条 この条例は、将来、<u>荒尾市民病院</u>（以下「<u>市民病院</u>」という。）の医師として業務に従事しようとする者に必要な資金を貸し付けることにより、<u>市民病院</u>における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 病院事業管理者（以下「<u>管理者</u>」という。）は、将来<u>市民病院</u>の医師として業務に従事しようとする次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる資金（以下「<u>奨学金</u>」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体に業務に従事することを条件とした奨学金制度を利用しては、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（返還の免除）</p> <p>第7条 管理者は、借受者が臨床研修若しくは大学院課程を修了して5年以内に<u>市民病院</u>の医師として業務に従事した場合又は<u>市民病院</u>での臨床研修を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>市民病院</u>での業務に従事した期間及び<u>市民病院</u>での臨床研修を受けた期間（以下「<u>勤務期間</u>」と総称する。）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数の1.5倍に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 この条例は、将来、<u>荒尾市立有明医療センター</u>（以下「<u>有明医療センター</u>」という。）の医師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、<u>有明医療センター</u>における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 病院事業管理者（以下「<u>管理者</u>」という。）は、将来<u>有明医療センター</u>の医師として業務に従事しようとする次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる資金（以下「<u>奨学金</u>」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体に業務に従事することを条件とした奨学金制度を利用しては、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（返還の免除）</p> <p>第7条 管理者は、借受者が臨床研修若しくは大学院課程を修了して5年以内に<u>有明医療センター</u>の医師として業務に従事した場合又は<u>有明医療センター</u>での臨床研修を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>有明医療センター</u>での業務に従事した期間及び<u>有明医療センター</u>での臨床研修を受けた期間（以下「<u>勤務期間</u>」と総称する。）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数の1.5倍に相当する月数に達したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第5条 荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例の一部改正</p> <p>現 行</p> <p>荒尾市民病院看護学生奨学金貸付条例</p> <p>(目的)</p>	<p>改 正 後</p> <p>荒尾市立有明医療センター看護学生奨学金貸付条例</p> <p>(目的)</p>

現 行	改 正 後
<p>第1条 この条例は、将来、<u>荒尾市民病院</u>（以下「<u>市民病院</u>」という。）の看護師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、<u>市民病院</u>における看護師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 病院事業管理者（以下「<u>管理者</u>」という。）は、将来<u>市民病院</u>の看護師として業務に従事しようとする看護学生に対し、<u>看護学生奨学金</u>（以下「<u>奨学金</u>」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体が業務に従事することを条件とした奨学金制度を利用しては、対象としない。</p> <p>（返還の免除）</p> <p>第7条 管理者は、借受者が養成施設を卒業して2年以内（卒業後直ちに保健師又は助産師を養成する施設で修学する場合は、当該施設を卒業して2年以内。第9条第1項第2号において同じ。）に<u>市民病院</u>の看護師として業務に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の全部を免除するものとする。</p> <p>（1）<u>市民病院</u>での業務に従事した期間（以下「<u>勤務期間</u>」）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数の1.5倍に達したとき。</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 この条例は、将来、<u>荒尾市立有明医療センター</u>（以下「<u>有明医療センター</u>」という。）の看護師として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、<u>有明医療センター</u>における看護師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（貸付対象者）</p> <p>第3条 病院事業管理者（以下「<u>管理者</u>」という。）は、将来<u>有明医療センター</u>の看護師として業務に従事しようとする看護学生に対し、<u>看護学生奨学金</u>（以下「<u>奨学金</u>」という。）を貸し付けることができる。ただし、他の団体が業務に従事することを条件とした奨学金制度を利用しては、対象としない。</p> <p>（返還の免除）</p> <p>第7条 管理者は、借受者が養成施設を卒業して2年以内（卒業後直ちに保健師又は助産師を養成する施設で修学する場合は、当該施設を卒業して2年以内。第9条第1項第2号において同じ。）に<u>有明医療センター</u>の看護師として業務に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還及び利息の全部を免除するものとする。</p> <p>（1）<u>有明医療センター</u>での業務に従事した期間（以下「<u>勤務期間</u>」）の月数が奨学金の貸付けを受けていた期間の月数の1.5倍に相当する月数に達したとき。</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p>
<p>第8条 略</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>市民病院</u>の都合により、看護師採用試験を受験できなかつたとき。</p> <p>（3）略</p> <p>（返還の義務）</p>	<p>第8条 略</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>有明医療センター</u>の都合により、看護師採用試験を受験できなかつたとき。</p> <p>（3）略</p> <p>（返還の義務）</p>

現 行	改 正 後
第9条 略 (1) 略 (2) 養成施設を卒業して2年以内に、 <u>市民病院</u> の看護師採用試験に合格しなかつたとき、又は合格しているが看護師免許を取得できなかったとき。 (3) 略 2・3 略	第9条 略 (1) 略 (2) 養成施設を卒業して2年以内に、 <u>有明医療センター</u> の看護師採用試験に合格しなかつたとき、又は合格しているが看護師免許を取得できなかったとき。 (3) 略 2・3 略

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1) 略 (2) 手数料 ア～ツ 略</p> <p>(3) 保険外併用療養費 ア～ウ 略 エ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適應を持つ医薬品の投与に係るもの (ア) イナビル吸入粉末剤20mg 1処方に つき (イ) <u>リレンザ</u> 1処方に <u>3,980円</u>につき (ウ) タミフルカプセル75 1処方に <u>3,720円</u>につき (エ) タミフルドライシロップ 1処方に <u>3,720円</u>につき (オ) オセルタミビル75mg 1処方に <u>2,190円</u>につき (カ) オセルタミビルドライシロップ3% 1処方に <u>2,190円</u>につき</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1) 略 (2) 手数料 ア～ツ 略 エ <u>医師面談料</u> 1回につき <u>11,000円</u></p> <p>(3) 保険外併用療養費 ア～ウ 略 エ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適應を持つ医薬品の投与に係るもの (ア) イナビル吸入粉末剤20mg 1処方に <u>5,610円</u>につき (イ) タミフルカプセル75 1処方に <u>3,380円</u>につき (ウ) タミフルドライシロップ 1処方に <u>2,500円</u>につき (エ) オセルタミビル75mg 1処方に <u>2,060円</u>につき (オ) オセルタミビルドライシロップ3% 1処方に <u>1,730円</u>につき (カ) <u>ゾフルーザ</u>20mg 4錠 1処方に <u>11,580円</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 巻き爪に対するワイヤー治療 ア～ウ 略</p> <p>エ 材料費 (ワイヤー) 1本につき <u>4,400円</u></p> <p>(9) セカンドオピニオン相談料 (他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談に係る使用料をいう。)</p> <p>2 略</p>	<p>(キ) <u>ゾフルーザ20mg 2錠</u> 1処方につき <u>6,220円</u></p> <p>(ク) <u>ゾフルーザ20mg 1錠</u> 1処方につき <u>3,530円</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 巻き爪に対するワイヤー治療 ア～ウ 略</p> <p>エ 材料費 (ワイヤー) 1本につき <u>3,100円</u></p> <p>(9) セカンドオピニオン相談料 (他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談に係る使用料をいう。)</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

市道路線の廃止及び認定について

廃止及び認定の概要

	廃止する路線状況	認定する路線状況
路線数	794路線	808路線
総延長(m)	298,334.3	298,469.8
実延長(m)	289,771.6	288,867.4
舗装済延長(m)	287,659.0	287,998.0
舗装率(%)	99.3	99.7

1 市道幹線道路及び路線番号の見直し

廃止路線 794 路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	尾田峰南外平線	荒尾市宮内出目字下西田387番1地先	荒尾市宮内出目字南外平51番1地先	なし
2	上西田南新地線	荒尾市宮内出目字猿鼻226番4地先	荒尾市大島字外磯1162番1地先	なし
3	外磯境崎線	荒尾市大島字外磯	荒尾市万田字境崎	なし
略				



認定路線 808 路線

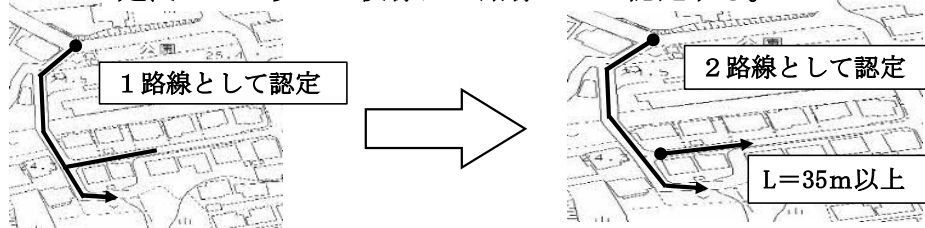
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1001	朝日区西原線	荒尾市大島100番2地先	荒尾市西原町1丁目177番地先	なし
略				
2001	西原桜町線	荒尾市四ツ山町3丁目109番地先	荒尾市原万田321番2地先	なし
略				
3001	尾田峰南外平線	荒尾市宮内出目317番1地先	荒尾市宮内出目51番1地先	なし
略				

認定する市道路線は、幹線道路とその他路線を次のとおり区別する。

道路種別	路線番号	認定路線数
1級幹線道路	1001番～1999番	12路線
2級幹線道路	2001番～2999番	11路線
その他路線	3001番～	785路線
計		808路線

2 枝線部分の見直し

延長35m以上の枝線は1路線として認定する。



3 小字表記の削除

尾田峰南外平線 起点：荒尾市宮内出目字下西田387番1地先 終点：荒尾市宮内出目字南外平51番1地先	→	尾田峰南外平線 起点：荒尾市宮内出目387番1地先 終点：荒尾市宮内出目51番1地先
----------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------

小字表記を削除

※全路線の起終点は、議決後に一覧を告示し、荒尾市道路網図により路線位置を掲載する。

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（会計年度任用職員任用）	2,446				2,446	□雇用保険料率の改定による ・健康労働保険料 2,446
	総合政策課人件費（産休・育休代替職員任用）	1,996				1,996	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,430 ・期末手当 191 ・共済組合負担金 121 ・健康労働保険料 164 ・費用弁償 90
	普通財産施設改修費	14,300				14,300	□旧第二小学校外壁塗装等改修 ・修繕費 14,300
	基金費（総合政策課）	177,249				177,249	□前年度運用益金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税寄附金及び子ども未来基金寄附金のマッチング・ギフト方式による積立て ・子ども未来基金積立金 167,248 ・企業版ふるさと納税基金積立金 10,001
	基金費（くらしいきいき課）	368,350				368,350	□前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・ふるさと応援基金積立金 368,350
	コミュニティ助成事業費	7,500			7,500		□コミュニティ無線放送システムの整備補助（牛水上区、高浜区、大正町公民館） ・コミュニティ助成事業助成金（財源） 7,500 ・コミュニティ助成金 7,500
	定住情報発信事業費	3,091	2,273			818	□移住体験ツアーの実施 ・移住体験ツアー委託料（財源） 3,091 ・県補助金 2,273
	マイナンバーカード交付円滑化推進事業費	1,175	1,175				□マイナポイントの申込期限延長（令和5年9月末）による ・非常勤職員報酬（財源） 1,175 ・国庫補助金 1,175
	住民票等コンビニ交付事業費	255				255	□コンビニ交付手数料の減額に伴う交付件数の見込増（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業） ・手数料 255
監査委員費（会計年度任用職員任用）	1,236				1,236	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 902 ・期末手当 141 ・共済組合負担金 88 ・健康労働保険料 105	
2 款計	577,598	3,448		7,500	566,650		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
3 民 生 費	社会福祉総務費	240	240				□県補助単価の改定による ・民生・児童委員協議会運営費補助金 240 (財源) ・県補助金 240
	社会福祉総務費(会計年度任用職員任用)	1,953				1,953	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,430 ・期末手当 191 ・共済組合負担金 138 ・健康労働保険料 156 ・費用弁償 38
	国民健康保険特別会計繰出金	8,522				8,522	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 8,522
	介護保険特別会計繰出金	△7,981				△7,981	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 △7,981
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費	12,687				12,687	□令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 12,687
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費(市分)	262,699				262,699	□住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費及び支給に伴う事務経費(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業) ・普通旅費 10 ・消耗品費 55 ・修繕費 900 ・郵便料 10 ・電話料 11 ・手数料 902 ・住民情報システム改修委託料 440 ・緊急支援給付金申請受付等業務委託料 17,371 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 243,000
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	59,111				59,111	□令和3年度及び令和4年度国庫補助金の精算 ・返還金 59,111
	後期高齢者医療特別会計繰出金	986				986	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 986
	放課後児童クラブ運営委託事業費	567	182			385	□土曜日及び長期休暇期間における開所時間の繰上げ(午前8時→午前7時30分)による ・事業運営委託料 567 (財源) ・国庫補助金 91 ・県補助金 91
	医療レセプトシステム改修事業費	1,890	1,836			54	□医療扶助に係るオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修等 ・修繕費 21 ・通信運搬費 54 ・生活保護システム改修委託料 550 ・ネットワーク回線改修委託料 1,100 ・使用料 165 (財源) ・国庫補助金 1,836
3 款計	340,674	2,258			338,416		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	保健総務費（産休・育休代替職員任用）	2,463				2,463	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,823 ・期末手当 244 ・共済組合負担金 129 ・健康労働保険料 229 ・費用弁償 38
	し尿処理費（会計年度任用職員任用）	1,885				1,885	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,431 ・期末手当 151 ・共済組合負担金 109 ・健康労働保険料 156 ・費用弁償 38
4 款計		4,348				4,348	
6 農林水産業費	新型コロナウイルス対策事業費（農業振興）	58,750				58,750	<input type="checkbox"/> 農水産業者へのエネルギー価格高騰に対する支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業） ・農水産業エネルギー価格高騰対応支援金 58,750
6 款計		58,750				58,750	
7 商工費	商工総務費（産休・育休代替職員任用）	1,766				1,766	<input type="checkbox"/> 会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,308 ・期末手当 175 ・共済組合負担金 108 ・健康労働保険料 157 ・費用弁償 18
	商工振興費	500				500	<input type="checkbox"/> 県派遣職員の旅費負担金 ・派遣職員旅費負担金 500
	新型コロナウイルス対策事業費（産業振興）	233,600				233,600	<input type="checkbox"/> プレミアム付商品券の発行及び中小企業者へのエネルギー価格高騰に対する支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業） ・プレミアム付商品券発行支援事業補助金 110,000 ・エネルギー価格高騰対策がんばる支援金 123,600
	誘客・PR事業費	6,000				6,000	<input type="checkbox"/> 宿泊、飲食等に利用できるデジタルチケットの発行（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業） ・宿泊施設、飲食店等支援事業補助金 6,000
	万田坑施設改修費	6,996				6,996	<input type="checkbox"/> 第一堅坑安全対策工事 ・工事請負費 6,996
	万田炭鉱館施設改修費	3,102				3,102	<input type="checkbox"/> 南側屋根防水改修工事 ・工事請負費 3,102
7 款計		251,964				251,964	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	道路維持費(会計年度任用職員任用)	1,887				1,887	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 1,384 ・期末手当 185 ・共済組合負担金 109 ・健康労働保険料 171 ・費用弁償 38
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	2,228				2,228	□特別会計人件費補正及び事業推進支援に係る労務単価の上昇による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 2,228
8 款計		4,115				4,115	
9 消 防 費	消防団員費	8,861			8,861		□消防団員退職報償金(23人分) ・報償金 8,861 (財源) ・共済基金 8,861
	消防団・自主防災組織等連携促進支援事業費	2,000	2,000				□防災フェスタの開催等による地域防災力の向上 ・報償金 200 ・普通旅費 20 ・消耗品費 812 ・食糧費 60 ・印刷製本費 90 ・移動動物園委託料 180 ・移動水族館委託料 105 ・似顔絵ブース委託料 60 ・備品購入費 473 (財源) ・国庫補助金 2,000
9 款計		10,861	2,000		8,861		
10 教 育 費	いきいき芸術体験教室事業費	50				50	□県実施事業を活用した小学校における舞台芸術の鑑賞及び体験 ・公演委託料 50
	中央公民館施設改修費	1,760				1,760	□電気遮断機更新 ・修繕費 1,760
10 款計		1,810				1,810	
12 公 債 費	長期債元金償還金				7,488	△ 7,488	□公営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 7,488
12 款計					7,488	△ 7,488	
款 合 計		1,250,120	7,706		23,849	1,218,565	
各款職員等人件費		958	895		239	△ 176	(財源) ・住宅使用料現年分 △7,488 ・国庫補助金 888 ・県補助金 7 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 7,727
補 正 額		1,251,078	8,601		24,088	1,218,389	一般財源 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 512,372 ・熊本県物価高騰対応生活者支援交付金 50,832 ・財政調整基金繰入金 655,185
補正前の額		24,686,912	7,275,118	480,600	1,462,658	15,468,536	
合 計		25,937,990	7,283,719	480,600	1,486,746	16,686,925	

令和5年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	623,940	8,522	632,462	人事異動等に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	723,940	8,522	732,462	
その他		6,628,908	0	6,628,908	
歳入合計		7,352,848	8,522	7,361,370	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	92,653	8,522	101,175	人事異動等に伴う増額
	その他	15,969	0	15,969	
	計	108,622	8,522	117,144	
その他		7,244,226	0	7,244,226	
歳出合計		7,352,848	8,522	7,361,370	

議第53号資料

令和5年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	928,375	△ 619	927,756	人事異動等に伴う減額
	その他	77,719	0	77,719	
	計	1,006,094	△ 619	1,005,475	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,430	△ 1,034	52,396	人事異動等に伴う減額
	その他	1,384,135	0	1,384,135	
	計	1,437,565	△ 1,034	1,436,531	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,715	△ 516	26,199	人事異動等に伴う減額
	その他	762,878	0	762,878	
	計	789,593	△ 516	789,077	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	53,926	△ 7,465	46,461	人事異動等に伴う減額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,715	△ 516	26,199	人事異動等に伴う減額
	その他	919,934	0	919,934	
	計	1,000,575	△ 7,981	992,594	
その他		1,486,695	0	1,486,695	
歳入合計		5,720,522	△ 10,150	5,710,372	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	119,627	△ 10,169	109,458	人事異動等に伴う減額
	その他	61,124	0	61,124	
	計	180,751	△ 10,169	170,582	
5款 地域支援事業費	包括的・継続的ケアマネジ メント支援事業費	2,335	19	2,354	人事異動等に伴う増額
	その他	228,268	0	228,268	
	計	230,603	19	230,622	
その他		5,309,168	0	5,309,168	
歳出合計		5,720,522	△ 10,150	5,710,372	

当初の介護保険特別会計予算は5,754,482千円で、その内訳は、保険事業勘定5,720,522千円、介護サービス事業勘定33,960千円です。

今回の1号補正により、保険事業勘定を10,150千円減額しますので、1号補正後の介護保険特別会計予算は5,744,332千円となります。

令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	41,538	986	42,524	人事異動等に伴う増額
	その他	250,091	0	250,091	
	計	291,629	986	292,615	
6款 諸収入	雑入	7,864	△ 797	7,067	派遣職員の人事異動等に伴う減額
	その他	25,849	0	25,849	
	計	33,713	△ 797	32,916	
その他		619,026	0	619,026	
歳入合計		944,368	189	944,557	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	46,563	189	46,752	人事異動等に伴う増額
	その他	2,504	0	2,504	
	計	49,067	189	49,256	
その他		895,301	0	895,301	
歳出合計		944,368	189	944,557	

議第55号資料

令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	146,615	2,228	148,843	委託料等の増額
その他		533,700	0	533,700	
歳入合計		680,315	2,228	682,543	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	99,475	2,228	101,703	委託料等の増額
その他		580,840	0	580,840	
歳出合計		680,315	2,228	682,543	